

報道関係各位	発信年月日	令和5年11月9日		
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
市民部生活安全課	石田 恵子	主査 三浦 陽子	(0836) 82-1133	
件名	～18歳からの消費者トラブル～ 高校生向けに消費者教育啓発講座を開催します			
内 容				
<p>山陽小野田市消費生活センターでは、消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルに関する相談を受け付けており、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策についての助言、ケースによっては交渉の補助も行っています。また、消費者トラブル防止のため、契約の基礎知識や悪質商法の対処方法について、相談事例を交えての出前講座を実施しています。</p> <p>消費生活のデジタル化が進み、SNSをきっかけとした消費者トラブル等も増加傾向にあり、被害者が若年化するリスクが高まっていることから、より早い時期からの消費者教育の充実・強化が求められています。今回は、高校生3年生を対象に、高校卒業までに知っておいてほしい成年年齢引き下げを含めた消費者教育として下記のとおり講座を開催しますので、お知らせします。</p>				
記				
1 日 時	11月13日（月）15:25～16:15			
2 場 所	サビエル高等学校 第一視聴覚教室 山陽小野田市掃山三丁目5番1号			
3 内 容	「18歳からの消費者トラブル」 ・若者に多い消費相談事例 ・トラブルの未然防止 ・相談機関の役割と活用方法等			
4 参加者	サビエル高等学校3年生53名、教職員7名 計60名			
5 講 師	山陽小野田市消費生活センター 相談員			